

# こんにちは 家畜保健衛生所です

## 愛知県の野鳥糞便で

### 低病原性鳥インフルエンザウイルスを検出

11月21日愛知県名古屋市において採取された野鳥糞便1検体から、**低病原性鳥インフルエンザウイルス（H7N9 亜型）**が検出されました。

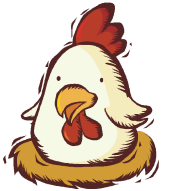
韓国でも10月以降、多数の野鳥（32例）から低病原性のウイルスが検出されています。

農場への鳥インフルエンザウイルスの侵入防止対策や鶏の健康観察、異常鶏を発見した時の早期通報を再度徹底しましょう！

 **CHECK** 各農場では再度、以下のことに注意してください


- 関係者以外の立入禁止
- 防鳥ネットの破損や屋根と壁の間のすき間等を補修
- 鶏舎周辺への消石灰の散布
- 野生動物の侵入を発見したらすぐに対応
- 車両消毒の徹底、踏み込み消毒槽等の消毒薬の定期的な交換
- 鶏の飲み水(※)の適切な消毒

※水道水以外を使用の場合



◎ 次の症状を発見された場合はすぐに家畜保健衛生所にご連絡ください

- ・ 死亡率の増加
- ・ 鶏冠・肉垂等のチアノーゼ（青紫色になる）
- ・ 沈うつ
- ・ 産卵率の低下

 **通報遅れを防ぐために…**

- ① 平均死亡率の2倍以上の死亡又は5羽以上のまとまった死亡を確認した場合は、家畜保健衛生所に届け出てください
- ② 鶏の死亡の原因が鳥インフルエンザ以外の事情によるものと思われた場合でも、ご自身だけで判断せず、家畜保健衛生所にご連絡ください

家畜保健衛生所業務第一課 0743-59-1700  
業務第二課 0745-62-2440

※つながらなければ、県庁守衛室（0742-22-1001）にお願いします